

2021年度特定教育・保育施設等の実地指導等報告書

1 町田市が実施する実地指導について

実地指導は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対して、法令等で定める基準に対する適合状況について確認するとともに、必要な助言や指導等を行うことにより、特定教育・保育施設等の適正な運営やサービスの質の確保を図るために実施するものです。

特定教育・保育施設には、認可保育所や認定こども園等、特定子ども・子育て支援施設等には、認可外保育施設等があり、町田市では子ども・子育て支援法に基づいて実地指導を行っています。

特定地域型保育事業者には、家庭的保育事業者や小規模保育事業所があり、これらについては、区市町村にのみ実地指導の権限が付与されており、町田市では児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づいて、実地指導を行っています。

また、実地指導の他に、指導の対象となる特定教育・保育施設等を一定の場所に集め、講習等の方式により行う集団指導を定期的にも実施しています。

2 2021年度 実地指導等実施状況

2021年度に町田市が行った特定教育・保育施設等に対する実地指導等の実施状況は、下表のとおりです。2021年度は、マスクの常時着用、手指のアルコール消毒等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を行い、検査員数の精査や施設での滞在時間を可能な限り短縮する等の措置を講じたうえで、実地指導等を行いました。

なお、文書指摘とは、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反するもの（軽微な違反や改善中のもの、特別な事情により改善が遅延しているものを除く）、口頭指導とは、福祉関係法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反するもの（管理運営上支障が大きいと認められるもの、または正当な理由なく改善を怠っているものを除く）をいいます。

2021年度：実地指導等の実施状況

対象数 (①)	実地指導等 数(②)	うち文書指摘 施設数(③)	口頭指導 施設数	文書・口頭 指摘事項数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
特定教育・保育施設						
96	30	11	29	172	31.3%	36.7%
特定地域型保育事業者						
31	31	1	2	5	100%	3.2%

特定子ども・子育て支援施設等（認可外保育施設）						
14	7	1	3	12	50%	14.3%
合計						
141	68	13	34	189	48.2%	19.1%

3 主な文書指摘事項

文書指摘の具体的事例	
◇ 避難・消火訓練を毎月実施していない。	
○ 避難訓練を実施していない月があった。 ○ 消火訓練を実施していない月があった。 【根拠法令】 東京都条例第43号第20条第2項、東京都規則第47号第5条、町田市条例第34号第7条第2項	
<改善の際の注意点>	
○ 消火器の場所を確認するだけでは消火訓練にはなりません。出火を想定した消火訓練を実施し、消火器を想定の火元に向けて構え、初期消火の動作を行ってください。	
◇ 重要事項が施設の見やすい場所に掲示されていない。	
○ 運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示していない。 【根拠法令】 町田市条例第35号第23条	
<改善の際の注意点>	
○ 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担等の重要事項を掲示してください。	

◇ 調理・調乳担当者の検便が未実施である。

- 検便を実施していない月がある調理・調乳担当者がいた。

【根拠法令】

東京都条例第 43 号第 14 条、東京都事務取扱要綱第 2-7 (3)、雇児総発第 36 号通知、社援施第 65 号通知、社援施第 97 号通知、雇児発第 0120001 号通知

<改善の際の注意点>

- 雇入れ時及び配置換えの際並びに月 1 回以上、必ず検便を実施し、検査結果を確認してから調理・調乳業務に従事させてください。

◇ 保育士が適正に配置されていない。

- 開所時間中、保育士を常時 2 人以上配置していない。

【根拠法令】

東京都条例第 43 号第 43 条第 2 項、東京都規則第 47 号第 16 条、東京都事務取扱要綱第 2-4 (1)、町田市加算補助金交付要綱第 7、別表第 2

<改善の際の注意点>

- 開所時間を通じて保育士を適正に配置してください。
- 知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者（以下「知事が認める者」という。）を配置する場合に、書類の不備により知事が認める者としての要件を満たさず、指摘になっているケースが大半であるため勤務証明等と法人代表者及び施設長による確認書を不備なく整備してください。

根拠法令等

略称	正式名称
東京都条例第 43 号	平成 24 年 3 月 30 日条例第 43 号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
東京都規則第 47 号	平成 24 年 3 月 30 日規則第 47 号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
東京都事務取扱要綱	平成 10 年 3 月 31 日 9 福子推第 1047 号「保育所設置認可等事務取扱要綱」
町田市条例第 34 号	平成 26 年 10 月 8 日条例第 34 号「町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」
町田市条例第 35 号	平成 26 年 10 月 8 日条例第 35 号「町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」
町田市加算補助金交付要綱	平成 14 年 4 月 1 日施行「町田市保育所等運営費加算補助金交付要綱」
雇児総発第 36 号通知	平成 13 年 8 月 1 日雇児総発第 36 号通知「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」
社援施第 65 号通知	平成 9 年 3 月 31 日社援施第 65 号通知「社会福祉施設における衛生管理について」(別紙)(別添)大量調理施設衛生管理マニュアル
社援施第 97 号通知	平成 8 年 6 月 18 日社援施第 97 号通知「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」
雇児発第 0120001 号通知	平成 16 年 1 月 20 日雇児発第 0120001 号、障発第 0120005 号通知「児童福祉施設等における衛生管理等について」

4 集団指導の実施状況

2021年度は下表のとおり集団指導を実施しました。

実施日	対象事業者	対象事業者数	主な内容
2022 年 3 月 4 日 ※ 1	認可保育所（公立除く）、 認定こども園、家庭的保育 事業者、小規模保育事業所	114	2021 年度の実地指導における主な指 摘・助言について

※1 リモート会議システムによるオンライン開催